

会長	事務局長	主査	係

大府市農業委員会

第 684 回総会議事録

大府市農業委員会

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、第 684 回大府市農業委員会の議事録を作成する。

令和 4 年 9 月 20 日  
大府市農業委員会  
会長 久野 一弘

## 大府市農業委員会総会議事録

- ・開催日時 令和 4 年 9 月 20 日（火） 午後 3 時～ 3 時 30 分
- ・開催場所 大府市役所 5 階 全員協議会室

### ・出席委員

（農業委員）

会 長	13 番	久野 一弘
副会長	12 番	深谷 勝義
委 員	1 番	近藤 武
	2 番	服部 啓子
	3 番	濱島 守
	4 番	本田 貴士
	5 番	鈴木 広子
	6 番	竹内 敬三
	7 番	相羽 誠二
	8 番	深谷 英一
	9 番	神谷 登
	10 番	成田 正彦
	11 番	加古 春久

（農地利用最適化推進委員）

	14 番	浅田 勲
	15 番	大嶋 英二
	16 番	加古 俊治
	17 番	鈴置 省悟
	18 番	深谷 幸子
	16 番	加古 俊治
	19 番	山口 茂樹

### ・欠席委員

（農業委員） 欠席者なし

（農地利用最適化推進委員） 欠席者なし

会 期	1 日
-----	-----

議 事 日 程（第 684 回）

令和 4 年 9 月 20 日

日 程	議案 番号	件 名	備 考
1		会議書記の指名について	
2	報告 1	農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の受理について	
3	報告 2	農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理について	
4	報告 3	農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について	
5	報告 4	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について	
6	報告 5	使用貸借契約の解約通知について	
7	報告 6	農地改良届出について	
8	報告 7	農業振興地域の整備に関する法律施行令第 1 0 条の農業振興地域整備計画に係る軽微な変更について（用途区域変更）	
9	議案 1	農地法第 3 条の規定による許可申請について	
1 0	議案 2	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について	
1 1	議案 3	農地法第 4 条第 1 項第 9 号に該当する旨の確認に係る届出について	
1 2	議案 4	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による決定について（利用権設定）	
1 3	議案 5	農用地利用配分計画案に関する意見について	
1 4	議案 6	農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定による農業委員会の意見について（農振農用地利用計画変更）	

・ 農業委員会事務局職員

事務局長           花井 信武  
事務局             下谷 敏信  
                      松下 景美

(久野一弘 議長)

ただいまから第 684 回総会を開会いたします。総会の定足数について事務局より報告してください。

(花井信武 事務局長)

総会の定足数につきまして、ご報告します。

農業委員会の在任委員 13 名全員の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告します。

また、農地利用最適化推進委員の 6 名全員の出席をいただいております。報告は以上です。

(久野一弘 議長)

日程第 1 「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局の下谷敏信氏と松下景美氏を指名します。

それでは、議事に入ります。

日程第 2、報告第 1 号『農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の受理について』から、日程第 8、報告第 7 号『農業振興地域の整備に関する法律施行令第 10 条の農業振興地域整備計画に係る軽微な変更について（用途区域変更）』までを、事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

始めに、報告第 1 号『農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の受理について』ご説明します。

市街化区域内において所有者自ら行う農地転用で、議案書 1 頁の計 1 件です。畑 4 筆、転用面積は 770.73 m<sup>2</sup>、転用目的は集合住宅等です。

局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

続いて、報告第 2 号『農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理について』ご説明します。

市街化区域内において権利設定・移転の伴う農地転用で、議案書 2 頁から 3 頁までの 4 件です。畑が 9 筆で、転用面積は合計で 1,251.90 m<sup>2</sup>、転用目的は住宅・宅地がそれぞれ 1 件、駐車場が 2 件です。

局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

続いて、報告第 3 号『農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について』ご説明します。

農地を相続により取得した場合に届出させていただくもので、議案書 4 頁の 3 件です。畑が 4 筆、田が 4 筆で、合計で 3,958 m<sup>2</sup>の届出がありました。

局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

続いて、報告第 4 号『農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について』ご説明します。

農地又は採草放牧地の賃貸借契約の合意による解約通知で、議案書 5 頁の 2 件です。田が 4 筆で、2,356 m<sup>2</sup>の届出がありました。

局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

続いて、報告第 5 号『使用貸借契約の解約通知について』ご説明します。

農地又は採草放牧地の使用貸借契約の合意による解約通知で、議案書 6 頁の 2 件です。田が 2 筆で、2,315 m<sup>2</sup>の届出がありました。

局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

続いて、報告第 6 号『農地改良届出について』ご説明します。

農地を嵩上げ、場合によっては切土して、農地として利用されるもので、議案書7頁から8頁までの8件です。畑と田がそれぞれ4筆で、合計で6,986㎡の届出がありました。

大府市農業委員会農地改良届出に関する指導要綱の適用範囲及び基準のすべての項目に適合しておりましたので、局長専決処理の上、受理通知した旨をご報告します。

続いて、報告第7号『農業振興地域の整備に関する法律施行令第10条の農業振興地域整備計画に係る軽微な変更について（用途区域変更）』ご説明します。議案書9頁の1件で、田が1筆の967㎡です。当該案件につきましては、たまねぎやじゃがいもを生産している事業計画者が、生産量を増やすために、農機具や出荷品の一時保管庫が必要となったため、農業用倉庫を建設するための変更でございます。農業委員会に意見を求められている案件ですので、①耕作面積に対してこれだけの面積が必要なのか、②貯蔵するのに高さが低すぎないのか、③農業用倉庫ではなく別の用途に使用される恐れはないのか、という意見で市長へ回答します。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

（久野一弘 議長）

ただいまの報告第1号から報告第7号までについて、質問、意見はございませんか。

（質問、意見なし）

（久野一弘 議長）

これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと思えます。次に、日程第9、議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請について』4件を上程いたします。事務局より説明してください。

（花井信武 事務局長）

議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請について』ご説明します。農地を農地として権利の設定、移転を行うものであり、議案書10頁から13頁までの大府市農業委員会の許可案件4件、畑43筆、田7筆の合計で18,414㎡です。

取得の目的について、1番の案件は現在営農している農地も近く自宅の敷地に隣接し、農作業に都合がよく、規模拡大を図るためです。次に、2番の案件は経営規模の拡大を図るためです。次に、3番の案件は営農している農地の隣地であり、農作業にも都合がよいことから規模拡大を図るためです。最後に、4番の案件は営農している農地に近く、農作業に都合がよいので、規模拡大を図るためです。

議案内容の詳細については、協議会でご説明させていただいたとおり、農地法第3条第2項各号には、該当しないため、許可要件の全てを満たしています。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

（久野一弘 議長）

ただいまの事務局説明について、質問、意見はございませんか。

（質問、意見なし）

（久野一弘 議長）

それでは、担当地区委員より意見をいただきたいと思えます。

1 番の案件について、深谷勝義委員どうぞ。

(深谷勝義 委員)

1 番の譲受人は、所有農地及び借り受け農地の耕作状況及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 委員)

続いて、2 番の案件について、深谷勝義委員どうぞ。

(深谷勝義 委員)

2 番の譲受人は所有農地の耕作状況及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題はあります。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 委員)

続いて、3 番の案件について、竹内敬三委員どうぞ。

(竹内敬三 委員)

3 番の譲受人は、所有農地及び借受農地の耕作状況及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 委員)

続いて、4 番の案件について、竹内敬三委員どうぞ。

(竹内敬三委員)

4 番の譲受人は、所有農地の耕作状況及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

意見は無いようですので、議案第 1 号を採決します。  
本申請を許可することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、日程第10、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』2件を上程します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』をご説明します。

市街化調整区域内で権利設定・移転の伴う農地転用で、議案書14頁の愛知県事許可案件の2件です。

1番の案件は駐車場を整備する目的で転用するものです。農地区分は、住宅その他申請地の周辺で居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供する10ha以上の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地と判断することができます。2番の案件は、資材置場を整備する目的で転用するものです。農地区分は、1番の案件と同様の農地で、第1種農地と判断することができます。

いずれの案件も、申請書類の審査、現地確認を踏まえ、許可見込みありと判断することができます。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

それでは、次に担当地区委員より意見をいただきたいと思えます。

1番の案件について、鈴置省悟委員どうぞ。

(鈴置省悟 委員)

1番の申請地は、土地造成はなく砕石舗装です。雨水は集水桝で集水後、既設水路へ放流するため、隣接農地に影響を及ぼさないので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、2番の案件について、深谷英一委員どうぞ。

(深谷英一 委員)

2番の申請地は、土地造成はなく砂利敷きです。雨水は、自然浸透されるため、隣接農地に影響を及ぼさないので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

無いようですので、議案第2号を採決します。

本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見はなしとすることに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第2号は委員会の意見なしで愛知県知事に送付することに決定いたします。

次に、日程第11、議案第3号『農地法第4条第1項第9号に該当する旨の確認に係る届出について』1件を上程します。

事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第3号『農地法第4条第1項第9号に該当する旨の確認に係る届出について』ご説明します。所有者自らが農業用施設などへ転用する農地の面積が2a未満の場合に届出がされるもので、議案書の15頁の1件です。協議会で担当からのご説明のとおり問題はないと考えられます。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特に意見はないようですので、議案第3号を採決します。原案のとおり受理し、確認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第3号は、原案のとおり受理し、確認することに決定いたします。

次に、日程第12、議案第4号『農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について(利用権設定)』3件を上程します。

事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第4号『農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について(利用権設定)』をご説明します。

農業経営基盤の強化を図ることを主旨として、「農用地利用集積計画」が提出されています。設定番号6526については、利用権設定を受ける者の故障により、取下げられております。よって、議案書の16頁の設定番号6527番から設定番号6529番までの3件です。市内の方が2名、市外の方が1名で、畑が1筆、田が2筆の合計で2,156㎡の申請です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしています。契約期間、賃借料については議案書に記載のあるとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見等なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第4号を採決します。  
原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第4号は、原案のとおり決定します。  
次に、日程第13、議案第5号『農用地利用配分計画案に関する意見について』  
1件を上程します。  
事務局より説明をお願いします。

(花井信武 事務局長)

議案第5号『農用地利用配分計画案に関する意見について』であります  
既に公益財団法人愛知県農業振興基金が中間保有して利用権を設定した案件  
で、借り手を変更するための「農用地利用配分計画案」を作成するにあたり、  
農業委員会に意見が求められております。議案書17頁の1件です。

新たに権利の移転を受ける者は市内の方で、農地中間管理事業の推進に関  
する法律第18条の要件を満たしております。契約期間、賃借料については、  
議案書に記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの、事務局の説明について質問、意見等ございますか。

(質問、意見等なし)

(久野一弘 議長)

特に意見はないようですので、議案第5号を採決します。農用地利用配分  
計画案を回答するにあたり、委員会の意見はなしとすることに賛成の方は挙  
手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第5号については、委員会の意見はなしとするこ  
とに決定します。

次に、日程第14、議案第6号『農業振興地域の整備に関する法律施行規則  
第3条の2第2項の規定による農業委員会の意見について（農振農用地利用  
計画変更）』7件を上程します。

事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第6号『農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項  
の規定による農業委員会の意見について（農振農用地利用計画変更）』の7件  
についてご説明します。

議案書18頁から19頁までの7件、合計で19,025.36㎡が提出され、農業  
委員会の意見が求められています。内容につきましては、協議会にて農政課

職員より説明したとおり、農用地の周辺部で、必要性、妥当性があり、他の土地に代えることが困難な案件となります。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見等なし)

(久野一弘 議長)

それでは、担当地区委員より意見をいただきたいと思います。

1番の案件について、相羽誠二委員どうぞ。

(相羽 誠二 委員)

1番の申出地の農振除外後の農地区分は、第2種農地で、集落に接続していることから、農地法の許可見込はあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかには、ご意見などございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、2番の案件について、鈴置省悟委員どうぞ。

(鈴置省悟 委員)

2番の申出地の農振除外後の農地区分は、第2種農地で、集落に接続していることから、農地法の許可見込はあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかには、ご意見などございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、3番の案件について、山口茂樹委員どうぞ。

(山口茂樹 委員)

3番の申出地の農振除外後の農地区分は、第3種農地で、インターチェンジより300m以内の区域にあることから、農地法の許可見込はあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかには、ご意見などございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、4番の案件について、神谷登委員どうぞ。

(神谷 登 委員)

4番の申出地の農振除外後の農地区分は、第2種農地で、集落に接続していることから、農地法の許可見込はあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかには、ご意見などございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、5番の案件について、近藤武委員どうぞ。

(近藤 武 委員)

5番の申出地の農振除外後の農地区分は、第1種農地で、既存施設の2分の1拡張であることから、農地法の許可見込はあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかには、ご意見などございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、6番の案件について、成田正彦委員どうぞ。

(成田正彦 委員)

6番の申出地の農振除外後の農地区分は、第2種農地で、集落に接続していることから、農地法の許可見込はあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかには、ご意見などございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、7番の案件について、浅田勲委員どうぞ。

(浅田 勲 委員)

7番の申出地の農振除外後の農地区分は、第2種農地で、集落に接続していることから、農地法の許可見込はあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかには、ご意見などございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第6号の7件を採決します。本議案に対する意見を市長へ回答するにあたり、委員会が特に付すべき意見はなしとすることに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第6号は、委員会の「意見なし」で市長に回答することに決定いたします。

これで、全案件の審議が終了いたしました。

以上を持ちまして、第684回総会を閉会します。